

# 「日本の森林を守るため共に行動する企業」の募集について

**「国産材を活用し日本の森林を守る運動」に参加しませんか。  
～日本の森林再生には「国産材を使う」皆さんの行動が必要です。～**

戦後造成された日本の森林の多くは、活用期を迎えています。こうした森林の健全性を維持していくため、日本では古くから適切な手入れと伐採・更新が繰り返されてきました。しかしながら、木材価格の低迷・国産製材品に対する需要の減少等による林業収支の悪化とともに森林所有者の経営意欲が低下し、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用のサイクルの維持が難しい状況となっています。

今回、取り組もうとする運動は、たとえ少量でも、手の届く、身の回りから今よりも多く国産材を利用するという皆さんの行動によって循環利用のサイクルを再構築し、日本の森林の再生に向けた新たな一歩を進めようというものです。

**「日本の森林を守るため共に行動する企業」を募集しています。  
～森林・林業関係団体と共に次世代に元気な森林を伝えていくため、  
国産材の活用に取り組んでいただけませんか。～**

これまで日本の森林づくりに関わってきた森林・林業関係団体では、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」(注)(以下、協議会という。)を立ち上げ、国産材を優先的に利用し、日本の森林を守るため共に行動してくれる企業を、広く募集することとしています。

協議会では、運動の目的に賛同し、日本の森林の現状を憂い何らかの行動を起こしていかなければならないと考え、協議会のメンバーとともに国産材の活用に取り組んでいただける企業の皆さんを、「日本の森林を守るため共に行動する企業」として認定させていただきます。

認定企業の皆さんには、国産材の活用に取り組んでいただくとともに、「国産材活用運動」マークを使用し、協議会と共に活動をアピールし、運動の輪を広げるために使っていただくことをお願いすることとしています。その際、当該**マークの使用料として年間5万円**の基本使用料をお願いし、協議会による「伐って、使って、植えて、育てる」運動の普及活動等のために活用することとしています。

つきましては、この趣旨にご賛同いただける企業におかれては、別紙の「日本の森林を守るため共に行動する企業認定申請書」を国産材活用運動協議会宛て提出し、国産材を活用し日本の森林を守る運動にご参加くださるようお願いいたします。

なお、

- (1) 協議会に提出した申請書等の内容を協議会のホームページに公開することを承諾願います。
- (2) 認定の有効期間は、認定の日から3年とします。更新を希望する企業は、有効期間終了の2箇月前までに、所定の認定延長申請書を提出していただくこととしています。
- (3) 国産材を活用し日本の森林を守る運動にそぐわない行動を行っている場合、協議会の判断で、認定、マーク、名称の使用を中止していただく場合があります。その場合、ホームページに措置の内容を公開することとします。

(注) 加盟団体：(一社)日本林業協会、(一社)全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、  
(一社)日本林業経営者協会、全国素材生産業協同組合連合会、(一社)全日本木材市場連盟